

テクニカルショウヨコハマ 2022 「横浜ものづくりゾーン」出展規程

1 出展方法と準ずる規程

テクニカルショウヨコハマ 2022 におけるリアル展示出展として、当出展規程に定めのない事項の取扱いについては、公益財団法人神奈川産業振興センター(以下、KIP とする)に定めるリアル展示出展規程に準ずる。

2 出展者資格

(1) 本市見本市に適する機器、製品、部品、材料及びその関連品のメーカー・商社・業界団体並びに工業関連支援機関等。

(2) 上記の他、特に主催者が認めたもの。

但し、主催者は出展者が次のいずれかに該当するときは、出展を断るものとする。

- ・暴力団、暴力団員などの反社会的勢力であると判明したとき。または反社会的勢力を利用していることが判明したとき。
- ・出展者が、理由の如何にかかわらず、過度な行為による時間的拘束、不当な義務の強要などにより、主催者および各協力会社、他の出展者等の業務を妨害したとき。
- ・出展物及び出展内容が法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの、及び反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を含むものと判明したとき。

3 テクニカルショウヨコハマ 2022 における出展ゾーンと出展対象分野及び品目

当ゾーンは、テクニカルショウヨコハマ 2022 内に設置される「機器・装置・製品」ゾーンに設置する。ただし、オンライン展示では、個々の出展企業が自社情報を掲載する出展ゾーンを選択し、当ゾーンは個別企業ページへの導線機能としての役割を担うものとする。

4 出展料（税込み）

50,000 円/台とする（1 社あたり展示台が 1 台で 50,000 円）。ただし、出展台を複数台使用する場合は 1 台ごとに 50,000 円加算することとする。

スペース使用料は 1 単位当たり 40,000 円とする（1 単位=1,400mm×990mm）。

5 リアル展示小間の仕様

(1) 基本仕様

1 小間（9 m²）当たり概ね展示台を 2 台設置する。展示台の規格については下記イメージを基に運営者にて設定する。



(2) その他

K I P リアル出展規程「7. リアル展示小間の仕様」に準ずる。

6 出展料に含まれる経費

場所代、ゾーン全体の設営・装飾・デザイン料、共通備品（照明・社名版・展示台等）、DM・HP掲載、オンライン展示掲載料

7 出展申込み期限

2021 年 9 月 30 日（木）

8 出展料の納入

出展料は、出展確定後、一般社団法人横浜市工業会連合会から請求する。また、振込手数料は出展者負担とする。特別な理由なく期限内にお支払いいただけない場合は、出展を取り消すものとする。

9 出展の取消し、キャンセル料

2021 年 11 月 1 日（月）以降、出展者の都合により出展の取消し等の意思表示があった場合は、出展料金の 100% のキャンセル料を支払うものとする。

10 展示レイアウト

当ゾーン内の展示レイアウトは運営者にて決定する。

11 禁止行為

(1) 出展物即売の禁止

会期中いかなる理由によっても、出展物の即売を禁止する。

(2) 小間の譲渡、転貸、交換

出展者は、自社小間の一部あるいは全部を、有償無償にかかわらず第三者又は他の出展者に譲渡、転貸、交換することができない。

(3) 迷惑行為

通路等自社小間の外における出展物、装飾等の設置及びカタログ・パンフレットの配布及びこれに類する行為はできない。

(4) その他の禁止行為及び詳細

KIP が公式 HP に公開する「出展の手引き」に準じる。

12 個人情報の取扱いについて

出展者は、本見本市の出展を通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得するものとする。

出展者の個人情報に関する紛争に関しては、出展者の責任において解決するものとする。

13 出展物の管理及び賠償責任

事務局は、会期中における出展物の管理・保全について事故防止に最善の注意を払い、天災・火災・盗難・紛失・その他不可抗力による事故やあらゆる原因から生じる損失または損害についてその責任を負わないものとする。

出展者は、出展物の保護に当たるとともに、保険を付す等の処置を取るものとする。名刺入れ、ノート P C 等、個人情報の管理・取扱いにも十分な配慮をする。また、出展者は、展示・実演及び搬入出作業中に、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または本見本市の建造物もしくは人身等に対する一切の損害についての責任を負うものとする。

14 開催方式の変更について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により主催者がリアル展示を中止とした場合、オンライン展示のみの開催とする予定。なお、その場合、リアル出展者はオンライン展示のみの出展とする。その際に係る出展料はオンライン展示出展規程に定める出展料を負担いただくこととし、差額を返金する。

15 不可抗力等による開催中止の場合

- (1) 不可抗力等（天災、災害、戦争、テロリズム、疫病・感染症の蔓延、その他の理由等）による原因により本見本市の開催が著しく困難となった場合、主催者は開催前または開催期間中であっても、開催の中止や開催期日、開催時間の短縮等を行うことがある。その場合、主催者が上記の決定を行った後、速やかに出展者に通知し、本見本市の公式サイト等を通じて公表することとする。
- (2) 開催日前日までに、不可抗力等により全日程を開催中止とした場合は、既に納入された出展料を返却する。
- (3) 不可抗力等により、開催期日・開催時間を短縮した場合については、出展料は返却しないものとする。
- (4) 不可抗力等による開催中止または開催期日・開催時間の短縮のため、出展者が要した費用及び被った損害・損失については補償しないものとする。